

# ●一般財団法人さっぽろ水道サービス協会

## 個人情報保護規程

(平成17年5月27日 理事会決定)

改正 平成24年3月27日、令和元年6月4日、令和5年3月10日

題名改正 令和元年6月4日

### 目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 個人情報の適正な取扱いの確保（第4条－第16条の3）
- 第3章 保有個人データの開示等（第17条－第23条）
- 第4章 苦情処理（第24条）
- 第5章 その他（第25条）

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、一般財団法人さっぽろ水道サービス協会（以下「協会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(用語)

**第2条** この規程で使用する用語は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）で使用する用語の例による。

(個人情報に関する規程の公表)

**第3条** 協会は、その事業活動に対する社会の信頼を確保するため、個人情報の保護に関する規程を公表するものとする。

### 第2章 個人情報の適正な取扱いの確保

(個人情報取扱業務書)

**第4条** 協会は、個人情報を取扱う業務について、個人情報取扱業務書（別記様式）を作成するものとする。

2 協会は、前項の個人情報取扱業務書について閲覧の申出があったときは、これに応ずるものとする。

(利用目的の特定)

**第5条** 協会は、個人情報を取扱うにあたっては、その利用の目的（以下「利用目

的」という。)をできる限り特定しなければならない。

- 2 協会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

**第6条** 協会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。

- 2 協会は、合併その他の事由により他の事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取扱ってはならない。

- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 法令(条例を含む。以下同じ)に基づく場合

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- 4 協会は、前項各号の規定により個人情報を取扱うときは、当該個人情報に係る本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにするものとする。

(不適正な利用の禁止)

**第6条2** 協会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

**第7条** 協会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

- 2 協会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

- (1) 法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- (5) 前各号に掲げる場合のほか、本人以外のものから取得することに公益上の必要性その他相当な理由があると認められるとき。

(取得に際しての利用目的の通知等)

**第8条** 協会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 協会は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項及び第22条第1項第2号において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護の為に緊急に必要な場合は、この限りでない。

3 協会は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより協会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合  
（データ内容の正確性の確保）

**第9条** 協会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つものとする。

（安全管理措置）

**第10条** 協会は、その取扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 協会は、個人情報の利用目的に照らし保有する必要がなくなった個人データについては、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去するものとする。

3 協会は、個人データの適正な取扱いを確保するため、外部からの不正アクセスの防御対策のほか、個人情報保護管理者（協会の代表者によって指名された者であって、協会内部の個人情報の保護体制の実施、運用等について監督を行う者をいう。）の設置、内部関係者のアクセス管理や個人データの持出し防止対策等、個人データの安全管理について、協会の内部における責任体制を確保するための仕組みを整備するものとする。

4 協会の職員又は職員であった者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないものとする。

（従業者の監督等）

**第11条** 協会は、その従業者に個人データを取扱わせるに当たっては、当該個人

データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 2 協会は、その従業者に対する教育研修の実施等を通じて、個人データを実際に業務で取扱うこととなる従業者の啓発を図ることにより、従業者の個人情報保護意識を徹底するものとする。

(委託先の監督)

- 第 1 2 条** 協会は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人データの漏えい等の事故が発生したときの対応)

- 第 1 3 条** 協会は、個人データの漏えい等の事故が発生した場合は、二次被害の防止、類似の事故の発生回避等の観点から、個人情報保護管理者の監督のもとに必要な調査を行い、適切な措置を講じるとともに、可能な限り事実関係等を公表するものとする。

(漏えい等の報告等)

- 第 1 3 条の 2** 協会は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、き損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって、個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして法令で定めるものが生じたときは、法令の定めるところにより報告しなければならない。

- 2 前項に規定する場合には、協会は、本人に対し、法令の定めるところにより、当該自体が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人への権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

(第三者提供の制限)

- 第 1 4 条** 協会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- 2 協会は、前項ただし書きの規定により個人データを第三者に提供するときは、当該個人データに係る本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにするものとする。

- 3 協会は、第 1 項ただし書きの規定により個人データを第三者に提供する場合に

において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、提供に係る個人データの使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(本人への通知等により第三者に提供できる場合)

**第15条** 協会は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該個人情報を第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は法令違反で取得された者若しくは他の個人情報取扱事業者から提供された者（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りではない。

- (1) 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。）の氏名
- (2) 第三者への提供を利用目的とすること
- (3) 第三者に提供される個人データの項目
- (4) 第三者に提供される個人データの取得の方法
- (5) 第三者への提供の手段又は方法
- (6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること
- (7) 本人の求めを受け付ける方法
- (8) その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして法令で定める事項

2 協会は、前項第1号に掲げる事項に変更があつたとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、法令で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、届出なければならない。第2号又は第3号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(第三者提供に該当しない場合)

**第16条** 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前2条の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 協会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であつて、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に

置いているとき。

ア 共同して利用する旨

イ 共同して利用される個人データの項目

ウ 共同して利用する者の範囲

エ 利用する者の利用目的

オ 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- 2 協会は、前項第3号エ又はオに規定する内容を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

- 第16条の2** 協会は、個人データを第三者に提供したときは、法令で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の法令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第14条第1項各号又は第16条第1項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- 2 協会は、前項の記録を、当該記録を作成した日から法令で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

- 第16条の3** 協会は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、法令で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第14条第1項各号又は第16条第1項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

- 2 協会は、第1項の規定による確認を行ったときは、法令で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の法令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

- 3 協会は、前項の記録を、当該記録を作成した日から法令で定める期間保存しなければならない。

### 第3章 保有個人データの開示等

(保有個人データに関する事項の公表等)

- 第17条** 協会は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

(1) 協会の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (2) すべての保有個人データの利用目的（第8条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く）
  - (3) 次項の規定による求め又は次条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第19条第1項若しくは第20条第1項、第2項若しくは第3項の規定による求めに応じる手続（第23条第2項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む）
  - (4) 協会が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- 2 協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかでない場合
  - (2) 第8条第4項第1号から第3号までに該当する場合
- 3 協会は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（開示）

**第18条** 協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の法令で定める方法による開示を求められたときは、本人に対し、当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) 協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - (3) 法令に違反することとなる場合
- 2 協会は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 3 法令の規定により、本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、当該本人が識別される個人データに係る第16条の2第1項及び第16条の3第2項の記録（その存否が明らかになることにより公益

その他の利益が害されるものとして法令で定めるものを除く。第 22 条第 2 項において「第三者提供記録」という。) について準用する。

(訂正等)

**第 19 条** 協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2 協会は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(利用停止等)

**第 20 条** 協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第 6 条若しくは第 6 条の 2 の規定に違反して取扱われているとき、又は第 7 条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第 14 条第 1 項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データを協会が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第 13 条の 2 第 1 項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当利益が害されるおそれがあるという理由によって、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求された場合であって、その請求に理由があると判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停

止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 4 協会は、第1項若しくは第3項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき、若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第2項若しくは第3項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき、若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

**第21条** 協会は、第17条第3項、第18条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第19条第2項又は前条第4項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するように努めなければならない。

(開示等の求めに応じる手続)

**第22条** 協会は、第17条第2項の求め、又は第18条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。次条第1項において同じ。）、第19条第1項若しくは第20条第1項、第2項、若しくは第3項の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）に関し、法令で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法として、次に掲げる事項を定めることができる。

- (1) 開示等の求めの申出先
- (2) 開示等の求めに際して提出すべき書面の様式その他の開示等の求めの方式
- (3) 開示等の求めをする者が本人又は第3項に規定する代理人であることの確認の方法
- (4) 次条第1項の手数料の徴収方法

2 協会は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができるものとする。この場合において、協会は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データ又は第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

3 協会は、次に掲げる代理人によって開示等の求めがあった場合は、これに応じなければならない。

- (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- (2) 開示等の求めをするにつき本人が委任した代理人

4 協会は、前3項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たって

は、本人に過重な負担を課するものとならないように配慮しなければならない。

(手数料)

**第 23 条** 協会は、第 17 条第 2 項の規定による利用目的の通知又は第 18 条第 1 項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 協会は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

#### **第 4 章 苦情処理**

(苦情処理)

**第 24 条** 協会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 協会は、前項の目的を達成するため、苦情受付窓口の設置、苦情処理手順の策定等、必要な体制の整備に努めなければならない。

#### **第 5 章 その他**

(見直し)

**第 25 条** 協会は、適切な個人情報の保護を維持するため、常に個人情報の取得等及び管理の状況等を把握し、必要に応じて個人情報の保護のための措置を見直すものとする。

#### **附 則**

1 この規程は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行前に改正前の財団法人札幌市水道サービス協会個人情報保護規程（平成 8 年 4 月 1 日理事会決定）の規定によりされた請求、決定、手続その他の行為は、改正後の財団法人札幌市水道サービス協会個人情報保護規程の相当規定に基づいてされた請求、決定、手続その他の行為とみなす。

#### **附 則**

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

#### **附 則**

1 この規程は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

2 この規程の題名を「一般財団法人札幌市水道サービス協会個人情報保護規程」から「一般財団法人さっぽろ水道サービス協会個人情報保護規程」に改める。

#### **附 則**

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

個人情報取扱業務書

							作成年月日				
個人情報取扱業務の名称	個人情報取扱業務の目的						所管課		一般財団法人 さっぽろ水道サービス協会 ☎		
							問い合わせ先		☎		
個人情報の対象者の範囲	基本的事項	家庭生活	心身の状況	経済状況	思想・信条等	社会生活等	個人情報の処理形態	個人情報の取得先	個人情報の経常的な提供先	外部委託の有無	備考
	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家庭状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> 能力 <input type="checkbox"/> 性格 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 思想・信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 職業・職歴・学歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 団体活動歴 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 電算処理以外 <input type="checkbox"/> 電算処理 <input type="checkbox"/> 1万人以上 <input type="checkbox"/> 1万人未満 <input type="checkbox"/> 軽微な処理	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 札幌市 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 札幌市 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家庭状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> 能力 <input type="checkbox"/> 性格 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 思想・信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 職業・職歴・学歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 団体活動歴 <input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 電算処理以外 <input type="checkbox"/> 電算処理 <input type="checkbox"/> 1万人以上 <input type="checkbox"/> 1万人未満 <input type="checkbox"/> 軽微な処理	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 札幌市 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 札幌市 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。